

○木更津市道路等境界確定に関する規則

平成16年3月29日規則第12号

改正

平成17年3月7日規則第5号

木更津市道路等境界確定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市が管理する道路等と隣接する土地との境界の確定（以下「境界確定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、河川、水路、湖沼、ため池、その他の水流又は水面をいう。
- (2) 申請地 道路等に隣接し、境界を確定しようとする土地をいう。
- (3) 関係地 申請地に隣接する土地（道路等を除く。）及び申請地の対向地（土地区画整理事業区域内（一部を除く。）は除く。）をいう。

(申請)

第3条 申請地の所有者（以下「申請者」という。）は、境界立会申請書（別記第1号様式）に当該申請地に係る次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 関係地所有者等一覧（別記第2号様式。ただし、前号の公図の写しに記載されている場合は省略することができる。）
- (3) 申請地の登記事項証明書
- (4) 申請地及び関係地の地積測量図
- (5) 現地案内図
- (6) その他参考資料
- (7) 委任状（別記第3号様式。ただし、代理人による申請の場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(事前調査)

第4条 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請地に関する資料及び申請地の状況について調査を行うものとする。

(立会い)

第5条 市長は、前条の規定による事前調査が終了したときは、申請者及び関係地所有者とともに申請地の境界の立会いを行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による申請書の提出があった日の翌日から起算して3箇月以内に立会いが行われなときは、市長は、境界の立会いを行わないことができる。
- 3 市長は、第1項の立会いを、第三者に委託して行わせることができる。
- 4 前項の規定により立会いを行う受託者は、市長が発行する身分証明書（別記第4号様式）を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(境界の確定)

第6条 市長は、前条の規定による立会いの結果協議が整ったときは、申請者及び関係地所有者の境界同意書（別記第5号様式）を、申請者を通じて徴するものとする。

- 2 市長は、境界同意書の提出があったときは、申請者に境界標を支給することができる。
- 3 申請者は、境界標を支給されたときは、速やかに境界標を敷設するとともに、境界確定図（申請地、道路等及び関係地との境界の寸法、多角点、座標値及び境界標の種類を表示し、作成日並びに作成者の所属、氏名及び押印がされた図面をいう。）及び境界標が敷設された箇所の写真を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された境界確定図及び写真等を確認のうえ、境界を確定するものとする。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の協議が整わなかったものとみなす。
 - (1) 申請者又は関係地所有者が、第1項の規定による境界同意書を、正当な理由なく、立会いを行った日から3箇月以上経過しても提出しないとき。
 - (2) 申請者が、第3項の規定による境界標を正当な理由なく敷設しないとき。
 - (3) 申請者が、第3項の規定による境界確定図を正当な理由なく提出しないとき。
- 6 前項第2号及び第3号の規定により協議が整わなかった場合は、申請者は、速やかに境界標を市長に返還しなければならない。
- 7 前項の規定により申請者から境界標の返還があったときは、市長は、第1項の規定により徴した境界同意書を、申請者を通じて返還するものとする。

(境界確定協議書の取り交わし)

第7条 前条第4項の規定により確定した境界について、境界確定協議書（別記第6号様式）の取り交わしをしようとする申請者は、当該協議書に境界確定図その他市長が必要と認める書類を添

えて、2部市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の協議書の提出があったときは、その内容等を確認し、適当と認めるときは境界確定協議書を締結し、2部を申請者に交付するものとする。

第8条 既に境界確定がなされている土地の所有者が境界確定協議書の交付を受けようとするときは、境界確定協議書交付申請書（別記第7号様式）に当該協議書、境界確定図その他市長が必要と認める書類を添えて、正副2部を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による境界確定協議書の交付については、前条第2項の規定を準用する。

（境界確定証明書の交付）

第9条 第6条第4項の規定により確定した境界について、市長の証明を受けようとする国、地方公共団体その他公共団体は、境界確定証明書交付申請書（別記第8号様式）に境界確定図その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容等を確認し、適当と認めるときは境界確定証明書（別記第9号様式）を前項の申請を行った者に交付するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に境界確定がなされているものについては、この規則の相当規定によりなされた境界確定とみなす。

附 則（平成17年3月7日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第1項）

第2号様式（第3条第2号）

第3号様式（第3条第7号）

第4号様式（第5条第4項）

第5号様式（第6条第1項）

第6号様式（第7条第1項）

第7号様式 (第8条第1項)

第8号様式 (第9条第1項)

第9号様式 (第9条第2項)